

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
平成22年度業務実績評価調書

平成23年9月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
<p>I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 組織運営の効率化</p> <p>・業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを行う</p> <p>① 法人の権限及び責任の明確化、透明性及び自主性の向上等に対応した組織の整備</p> <p>② 社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備</p>	<p>I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 組織運営の効率化</p> <p>・必要最小限の組織として設置した総務部、経理部、企画部、関西業務部の4部により、組織運営の効率化に努める。</p>	A	<p>着実な取組であり、評価できる。</p>	<p>賃料引き下げは、一応の成果と認められる。</p>
<p>2 業務リスクの管理</p> <p>① 会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見直しについて最新の知見に基づき検討し、適正な品質や管理水準の確保を前提に、高速道路の新設等の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額等を定める。</p>	<p>2 業務リスクの管理</p> <p>① 同左</p>	S	<p>金利、交通量、経済動向等の見直しを踏まえ、協定及び業務実施計画の見直しを実現されたことは、高く評価できる。</p> <p>おおむね5年を目処にこのような見直しを進めていくとのことであるが、昨今の著しい経済情勢の変化や震災などのリスクの高まりを鑑みると、見直しを検討する基準をより明確に定め、2～3年の期間で検討を重ねていくことが必要と思われる。高速道路会社と認識を共有することは重要と思われる。今後引き続き検討して欲しい。</p>	
<p>② 債務返済の見直しについて定量的に把握することを通じて適切な債務の残高の管理に努める。社会経済情勢の変化に対応して協定を変更する必要があるとき又は業務等の適正かつ円滑な実施に支障が生ずるおそれがある場合、必要に応じて協定を変更。</p>	<p>② 同左</p>	A	<p>低金利に支えられている面はあるが、高速道路制度がたびたび変更されるなど、変動・変化する諸条件の中で、さまざまな面でコスト削減を図り、着実に債務を返済していることは評価できる。</p> <p>政策の実現に寄与しつつ、長期の計画を実現していくことは極めて難しい事であるが、それを実現していることは評価できる。</p>	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
③ 債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、更なる調達の多様化を図る。	③ 同左	S	返済計画には、長期の固定金利が有用であるが、年度によって返済額の多寡が出る傾向にあり、それを平準化するために短期の借入を実施するなど、高いレベルでのポートフォリオを考えた資金調達の多様化が実践されており、中期の観点から経済情勢をにらみつつ適切な計画を実施していると評価できる。	短期の借入を行った理由を対外的にきちんと説明してほしい。
3 業務コストの縮減 <ul style="list-style-type: none"> 外部委託の活用等により業務運営全体の効率化を推進するとともに、安定的に低利での資金調達を行うことにより業務コストを可能な限り縮減。 一般管理費については、平成24年度までに平成21年度年度と比較して3%を上回る削減。 	3 業務コストの縮減 <ul style="list-style-type: none"> 同左 一般管理費については、平成21年度と比較して2%を上回る削減。 	S	引き続き高い水準での業務運営の効率化、一般管理費削減が実現されている。	一般管理費の削減幅に対する評価については、独法間で共通の尺度によったものとしてほしい。 必要な調査研究等については適切に実施されることを期待する。
4 入札及び契約の適正化の推進 <ul style="list-style-type: none"> 競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行う。 一般競争入札等について、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行い、取組状況を公表する。 	4 入札及び契約の適正化の推進 <ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	A	調達の競争性確保がほぼ達成されている。 一般競争の中には、一者しか入札していない場合もあり、本当に競争性が確保されているかどうか判断できない。できるだけ、一者応札がなくなるよう引き続き様々な工夫を行うとともに、契約状況のより詳細な情報開示を期待する。	今後は、入り口での競争性獲得が、効果的・効率的な調達に結実しているのか、成果物に基づいた出口における評価に展開されることを期待したい。
5 積極的な情報公開 <ul style="list-style-type: none"> ① 財務内容の公開 財務諸表等を積極的に公開。セグメント情報について可能な限り詳細に示す。 債券説明書をホームページに掲載。 	5 積極的な情報公開 <ul style="list-style-type: none"> ① 財務内容の公開 財務諸表等を積極的に公開。 セグメント情報及び債券説明書をホームページに掲載。 	A	6道路会社分の情報を一覧形式でわかりやすく提示していることは評価できる。	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
② 資産の保有及び貸付状況の公開 ・高速道路に係る道路資産の保有及び貸付状況をホームページに掲載。	② 資産の保有及び貸付状況の公開 ・ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」の更新。	A	着実に実施されている。	
③ 債務の返済状況の公開 ・債務返済の計画と実績の対比等の情報を分析等を含め公表。	③ 債務の返済状況の公開 ・同左	A	着実に実施されている。	
④ 債務返済の見通しの根拠の公開 ・債務返済の見通し（金利、交通量、収入、経済動向等）を公表。	④ 債務返済の見通しの根拠の公開 ・同左	A	着実に実施されている。	公表したこと自体は評価できるが、PDF ファイルが並んでいるだけであり、更に判りやすいホームページ作成をすべきである。
⑤ 費用の縮減状況等の公開 ・新設等に関する債務引受額、コスト縮減額、助成額等を公表。 ・会社が行う管理費用の縮減の内容、利便性の向上の指標を公表。	⑤ 費用の縮減状況等の公開 ・同左 ・同左	A	着実に実施されている。	
⑥ 評価及び監査に関する事項 ・年度業務実績評価、政策評価等について情報提供。	⑥ 評価及び監査に関する事項 ・同左	A	着実に実施されている。	
⑦ ホームページ等の充実 ・積極的な情報公開に努める。英語版についても、迅速な更新に努める。 ・会社と共同し、高速道路料金施策についての総括的なページとして充実。	⑦ ホームページ等の充実 ・同左 ・同左	S	英語版ホームページの充実については評価できる。	同じホームページ中で、わかりやすい箇所と、ただPDF ファイルを貼り付けただけという印象を与える箇所との落差が激しい。後者の箇所については もう少し、わかりやすくする努力が必要である。

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
⑧ 業務パンフレット等による広報 ・パンフレット等による情報提供。	⑧ 業務パンフレット等による広報 ・同左	A	報告書の作成をはじめ、着実に実施されている。特に、海外からの来訪者に情報を提供していることや欧米の制度の研究は評価できる。できれば今後、より具体的な提言が行えるようさらに掘り下げた研究が行われ、道路政策に貢献することを期待する。	
6 業務評価の実施 ・業務全体について定期的に自己評価を行い、公表。	6 業務評価の実施 ・同左	A	着実に実施されており、内部評価によるPDCA の実際の公表が今後の挑戦として期待される。	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け ① 道路資産台帳の作成、更新により道路資産の内容を把握。	II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け ① 同左	A	着実に実施されている。	
② 道路資産の貸付けに当たって、会社が適切に良好な状態に保つよう維持、修繕することを確認。会社と、管理の実施状況について連絡、確認を行うとともに、情報公開に努める。	② 貸し付けた道路資産の管理の実施状況について会社から報告を受け、必要に応じ実地に確認。アウトカム指標、管理費用の計画実績の対比などを記載した「維持、修繕その他の管理の報告書」の公表。	A	着実に実施されている中で、アウトカム指標に基づく、多様なベンチマーキングの実践は評価できる。 また、共通の客観的指標を設けることは極めて有用であり、機構の立場を考えると、今後も積極的に活用して欲しいと考える。	ホームページ上で、会社間の対比やその頻度などもより簡単に分かりやすく確認できるようにしてほしい。
2 承継債務及び会社からの引き受けた債務の早期の確実な返済 ① 貸付料は、占用料等と併せて、債務返済費用等を45年以内に償うものとなるよう定める。毎年度の貸付料は、会社の料金収入から管理費を控除した額とし、将来の料金収入や管理費を見通してその計画値で算出。	2 承継債務及び会社からの引き受けた債務の早期の確実な返済			

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
<p>② 債務の管理を適切に実施し、平成24年度末時点における機構の有利子債務残高を32.0兆円以下。</p> <p>1) 高速自動車国道及び本州四国連絡高速道路に係るそれぞれの有利子債務残高は、民営化時の承継債務の総額を上回らない。</p> <p>2) 首都高速道路、阪神高速道路及びその他の高速道路に係るそれぞれの有利子債務残高は、民営化時の承継債務の総額を上回らないよう努める。</p> <p>3) 新設、改築等に要する費用に充てるための債務で機構が各会社から引き受ける額は、各会社から徴収する貸付料を充てて返済できる範囲内。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあっては、3会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を試算し、それぞれの返済の達成状況を公表。</p> <p>5) 全国路線網以外的高速道路にあっては、業務実施計画の対象ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料による返済の達成状況を公表。</p>	<p>① 債務の管理を適切に実施し、平成22年度末時点における機構の有利子債務残高を30.9兆円以下。</p> <p>1) 同左</p> <p>2) 同左</p> <p>3) 全国路線網に属する高速道路にあっては、3会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を試算し、それぞれの返済の達成状況を公表。</p>	A	債務管理を適切に実施されている。	
<p>③ 貸付料、占用料等の確保及び低利での資金調達等の業務コスト縮減による債務の早期の確実な返済。</p>	<p>② 貸付料、占用料等の確保及び低利での資金調達等の業務コスト縮減を進め、債務返済以外の支出を抑制。</p>	A	低金利の市場環境ということもあるが、支払利息のコスト縮減は評価できる。	貸付料収入が計画よりも減少しているのは問題である。
<p>④ 金利、交通量等の変動を注視し、債務返済の見通しについて、定量的に把握することを通じて、適切な債務の残高の管理に努める。</p>	<p>③ 同左</p>	A	着実に実施されている。	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
<p>3 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け</p> <p>① 協定における新設及び改築の債務引受限度額は、供用予定区間を単位として適正額を設定。</p> <p>② 修繕の債務引受限度額は、修繕時期等を考慮して単位を定め、その単位ごとに適正額を設定。</p>	<p>3 会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け</p>	—		
<p>③ 債務引受限度額を見直す場合は、見直し前の額を基準に、算出の基礎となった工事の内容等を考慮し適正額を設定。</p>	① 同左	A	着実に実施されている。	
<p>④ 会社から債務を引き受ける際は、対象道路資産に対し、引受額が適正であることを確認。</p>	② 同左	A	着実に実施されている。	事業費自体が適正であるとの判断は、どのように担保されているのか。
<p>⑤ 道路資産が機構に帰属する場合は、道路資産の内容の確認を適正に実施。</p>	<p>③ 道路資産が機構に帰属する場合は、道路資産の内容の確認を適正に実施。</p> <p>また、会社と取り交わした「機構保有資産に係る厳正な資産管理体制の確立に関する確認書」に基づく資産管理。</p>	A	着実に実施されている。	
<p>4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け</p> <p>・国等と連携した適切な貸付計画の策定。</p> <p>・財源となる出資金等が交付された場合、遅滞なく会社に対する無利子貸付けを実施。</p>	<p>4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け</p> <p>・同左</p>	A	着実、かつ迅速に実施されている。	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け ・財源となる補助金が交付された場合、遅滞なく会社に対する無利子貸付けを実施。	5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け ・同左	—		
6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み ・協定において、新設、改築及び修繕に係る費用の会社の経営努力による縮減額の一部を助成する仕組みを適正に運用。 ・貸付料の額の固定により、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減が会社業績に反映される仕組みとし、協定の見直しを通じて成果を国民に還元。	6 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み ・協定に基づき、会社の経営努力による新設、改築及び修繕に要する費用の縮減を助長する仕組みについて「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」の審議を行う等、適正な運用を図る。	S	会計検査院からの指摘はあったものの遅滞なく是正に対処しており、その他のコスト縮減も着実に実施されている。	
7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務 ・会社等と連携を図り、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施。手続きを適正かつ効率的に行うため、会社と協力して情報連絡体制を構築。 ・道路占用等の許可に当たり、制度の適切な運用に努め、事務手続きの在り方を継続的に点検し、必要に応じ見直す。	7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務 ・会社等と連携を図り、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施。道路占用等の実施に許可にあたっては、道路を利用した国民へのサービス向上が図られるよう、制度の適切な運用に努める。 ・同左	S	包括的事前協議の早期実施に向けた調整や車両制限令違反の防止のための各種取組は評価できる。これが今後のコスト縮減につながることを期待する。	
8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務 ・業務の実施に当たり本四会社と連携し、一般旅客定期航路事業等に係る影響の軽減。	—	—		

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務 ① 鉄道事業者からの利用料の確実な徴収及び本四会社の協力を得た当該施設の管理。	8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務 ① 同左	A	着実に実施されている。	
② 災害発生時には本四会社の協力を得て速やかな復旧を行う。	② 同左	—		
10 業務遂行に当たっての取組 ① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進 ・積極的な情報及び意見の交換	9 業務遂行に当たっての取組 ① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進 ・積極的な情報及び意見の交換	A	着実に実施されている。	
② 高速道路事業の総合的なコストの縮減 ・協定の締結又は見直しに際し、新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に係るコスト縮減努力が図られるよう工夫。	—	—		
③ 高速道路の利用促進 ・必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。 ・高速道路利便増進事業について、会社と協力して、効果的に運用する。	② 高速道路の利用促進 ・同左 ・同左	A	東日本大震災への的確かつ迅速な対応は評価できる。	
④ 高速道路事業に関する新技術の開発等の促進 ・費用の縮減を助長するための仕組みを通じて、会社に新技術の開発等を促す。	③ 高速道路事業に関する新技術の開発等の促進 ・同左	S	助成金制度の活用によるコスト縮減がうまく進んでいるように思われる。	
⑤ 環境への配慮 ・特定調達物品等の100%調達。 ・会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施の際、環境に配慮するよう促す。	④ 環境への配慮 ・同左 ・同左	A	着実に実施されている。引き続き環境への十分な配慮をお願いする。	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
<p>⑥ 危機管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路の供用に重大な影響を与える事態の発生時、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して迅速かつ確かな情報収集等を行う。 ・会社等と連携し、当該事態を想定した訓練を年1回以上実施、機構独自の非常時参集訓練や重要業務の継続訓練等を適宜実施。 	<p>⑤ 危機管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	S	<p>東北地方太平洋沖地震は、未曾有の震災であったにもかかわらず、マニュアルに基づき遅滞なく業務を継続するとともに、柔軟かつ効果的な多数の対応が迅速かつ大胆になされており、また権限の代行業務などの確に行われていて、高く評価できる。</p> <p>マニュアルの整備だけでなく、日頃から訓練や啓発が行われていることの裏付けである。</p> <p>このような努力は、広く国民に知って頂くべきと考える。</p>	
<p>Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 財務体質の強化</p> <p>① 協定の締結又は見直しに当たっては、金利、交通量等の見通しを最新のデータ及び手法を用いて適切に把握し社会経済情勢の変化等に適切に対応。</p>	<p>Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 財務体質の強化</p> <p>—</p>	—		
	<p>② 貸付料について、協定締結時及び業務実施計画認可時に適正性の審査を厳格に行う。業務活動による収入の確保を図る。</p>	<p>① 確実に貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図る。</p>	A	<p>着実に実施されている。</p>
	<p>③ 調達資金に係る金利コストの低減及び徹底した業務コストの縮減により債務返済以外の支出を抑制。</p>	<p>② 同左</p>	S	<p>当初計画よりも実際の支出金額が下回り、コスト縮減が図られている。</p>
<p>2 予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画参照 <p>3 収支計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画参照 <p>4 資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画参照 	<p>2 予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画参照 <p>3 収支計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画参照 <p>4 資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画参照 	A	<p>適切な予算である。</p>	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
IV 短期借入金の限度額 ・単年度9,600億円	IV 短期借入金の限度額 ・同左	—		
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ・該当なし	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ・同左	—		
VI 剰余金の使途 ・なし	VI 剰余金の使途 ・同左	—		
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 ・該当なし	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 ・同左	—		
2 人事に関する計画 ① 方針 1) 職員の勤務成績及び法人の業務成績の処遇への反映。職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 2) 定員の抑制及び人員の適正な配置による業務運営の効率化。	2 人事に関する計画 ① 方針 1) 同左 2) 人員の適正な配置により業務運営の効率化。	A	着実に実施されている。	
② 人員に関する指標 ・常勤職員数を85人とし、人員を抑制。	② 人員に関する指標 ・常勤職員数は、85人を上回らないものとする。	A	費用削減に努力されていることは評価できるが、機構には公的機関としての社会的責務もある。リストラに走り人材流出や派遣社員への過度の依存などがないように、注意をお願いしたい。公的機関の中には、非常勤職員への依存率を公表しているところもあるので、今後検討されたい。	

項 目		評定 結果	評定理由	意見
中期計画	平成22年度計画			
③ 人件費に関する指標 ・平成22年度に平成18年度と比較して、5%以上を削減し、更に平成23年度まで国家公務員に準じた人件費の削減。 ・給与水準の適正化について着実に取組を進め、その検証結果及び取組状況を公表。	③ 人件費に関する指標 ・同左 ・同左	A	着実に実施されている。	
3 機構法第21条第3項に規定する積立金の用途 ・本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行う業務	3 機構法第21条第3項に規定する積立金の用途 ・前中期目標期間に取得した鉄道施設に係る償却資産について、減価償却及び除却費用に充填。	A	着実に実施されている。	

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：39項目）

SS	0項目	
S	9項目	
A	30項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

中期計画の達成に向けた平成22年度計画の実施状況に係る総合評価は順調と考えられる。

平成22年度における、機構の主な業務実績は以下のとおり。

- ・金利、交通量、経済動向等の見通しについて、最新の知見に基づき十分検討し、「高速道路の料金割引に関する基本方針」及び「高速道路の当面の新たな料金割引について」等の政府の方針も踏まえ、協定及び業務実施計画を見直した。
- ・多様な年限の政府保証債、政府保証借入金及び財投機関債を2兆9,105億円発行した（金利上昇リスク軽減の観点から長期債（10年）・超長期債（20～30年）を1兆5,650億円発行するとともに、資金調達の多様化の観点から、初めて期間1年の借入を2,650億円実施）。
- ・最近の不動産賃貸料の下落傾向を踏まえ積極的に減額改定交渉を行うなど一般管理費16.4%削減（調査研究費を除き9.5%削減）した。
- ・一般管理費や調達コストが計画を下回ったことなどから、平成22年度末時点における有利子債務残高30.0兆円（計画30.9兆円）に減少させた。
- ・政府の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」を踏まえ、特殊車両通行許可における包括的事前協議について、手続きを簡略化して許可することができるように関係機関と調整した。
- ・費用の縮減を助長するための仕組みを通じて、22件の新技術の開発等について認定又は助成金の交付を行い、新技術の開発等を促進するとともに、これまでに認定された案件について、その普及を図るため、一部の認定案件を既に標準化した。
- ・東北地方太平洋沖地震発生時において、東京本部の機能が停止する恐れがある中、直ちに非常体制を構築し、地震発生から3時間後には、防災業務要領に基づき重要継続業務（通行禁止要請等）の権限を関西業務部に移行し代行するなど、各部連携により業務を継続実施するとともに、福島第一原発の事故対応に使用する超重量車両の高速道路走行について、関係機関と走行条件等の調整を図り、搬送に協力するなど、迅速かつ確に対応した。

すべての目標に関して大きな努力が払われていて、計画・目標を着実に達成している。中には、目標を大幅に超えて優れた業績を達成している項目も少なからずあり、高く評価できる。また、業績の達成状況の進展や単年度計画のあり方などは、業務評価のプロセスが本格的に稼働しているという印象である。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

情報公開に関しては、ホームページで様々な情報を公表していること自体は評価できるが、それらの書類に含まれる項目が一目で分かるようなリストを掲載するなど、その情報を一般の識者にも利用しやすい形で公表することを強く期待する。

（その他）

特になし

総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階) A	(評定理由) 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。
---------------------------------------	--

総務省政独委「平成21年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

	実 績	評 価
○政府方針等 ①「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)において、「22年度中に実施」又は「22年度から実施」とされている「講ずべき措置」の取組状況	①（事務所等の見直し） 東京事務所の早期移転の検討については、「東京事務所の移転に関する検討会」(3月)を開催し、移転をめぐる経緯、閣議決定の内容等の報告を行うとともに、今後、高速道路のあり方について議論が進められること等に鑑み、引き続き検討を行うこととした。 なお、現在使用している事務所ビルの賃料について、最近の不動産賃料の下落傾向を踏まえて、積極的に減額改定の交渉を行った結果、平成17年当初の水準以下に引き下げ、経費節減を図った。(4月)	①（事務所等の見直し） 基本方針において、東京事務所の移転にあたり、平成22年度から「経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転について検討する。」とされているところであるが、機構においては、平成22年度に検討会を開催し、今後も引き続き検討を行うこととしており、機構の取組は適切と認められる。 なお、現在使用している事務所ビルの賃料について、減額交渉により平成17年度当初の水準以下に引き下げ、経費削減を図る取組は適切と認められる。今後も引き続き、周辺の不動産賃料の状況も踏まえて、契約更新等を行うべきと考える。
②①以外の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に掲げられている「講ずべき措置」について22年度に実施した取組がある場合、その内容	②（高速道路会社も含めた債務残高の公表の検討） 高速道路会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を平成22年度決算発表時に公表することとした。 (道路管理者の権限代行に係る業務の効率的実施) 特殊車両通行許可における包括的事前協議については、他の道路管理者からの協議に対して、受付窓口の道路管理者が協議手続きを簡略化して許可することができるように関係機関と調整した。(平成23年度から実施) 道路占用許可事務におけるチェックリストについては、平成22年10月から前倒しで導入し、各高速道路会社に通知すると共に、一層の適正な運用を図るため、担当者向け講習会を開催するなどにより周知を図った。	②（高速道路会社も含めた債務残高の公表の検討） 基本方針において、平成23年度から「本法人の決算時において、高速道路会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を公表することを検討する。」とされているが、機構においては、平成22年度に検討を行い、平成23年度から実施することとしていることから、機構の取組は適切と認められる。 (道路管理者の権限代行に係る業務の効率的実施) 基本方針において、平成23年度から「高速道路の管理業務効率化の観点から、本法人が行っている道路管理者(国)の権限代行業務について、特殊車両通行許可の事務において包括的な事前協議を実施するとともに、道路占用許可の事務においてチェックリストを導入し、業務の見直しを行う。」とされているが、特殊車両通行許可事務については関係機関と調整の上、既に本年6月より実施、道路占用許可事務については、平成22年度に既に実施し、担当者向けの講習会も開催しており、機構の取組は適切と認められる。
○財務状況 ①法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性(当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか)	①高速道路事業における利益剰余金については、全て債務返済の原資として充てられており、規模の議論はあたらない。 (参考:報告書※参考資料3)	①高速道路事業における利益剰余金については、全て債務返済の原資に充てられており、適切と認められる。
②運営費交付金が未執行となった場合、その理由及び業務運営との関係(業務運営に影響を及ぼしていないか等)	②該当なし	②該当なし

	実 績	評 価
○人件費管理 ①法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。	①機構の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた、給与体系の見直し等を進めた。	①国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めるとともに、国家公務員の給与改定に準じた改定を行っているが、機構の給与水準は国家公務員を上回っているため、更なる改善を図る必要がある。
②国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。	②勤務地が東京、大阪に限定され役職員全員が地域手当支給対象であること、職員は専門性の高い業務に従事し大卒割合が高いこと等から給与水準が高いものとなっている。機構としては、国民に理解の得られる給与水準とするため、適材適所の人員配置や効率的な組織運営に努めた。	②勤務地が東京と大阪のみであることに加え、企業で言えば本社の企画・財務部門などの専門性の高い統括的業務に特化した組織であり、高度な専門性・ノウハウを有する者の出向のみで業務運営を行っていることが、給与水準を高める要因となっているものと考えられるとしており、妥当な説明であると認められるが、機構の給与水準は国家公務員を上回っているため、給与水準そのものについて、更なる改善を図る必要がある。しかしながら、リストラを進める過程で行き過ぎた人件費縮減のため、人材流出がおこったり、過度に派遣社員に依存しないよう注意する必要がある。
③国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況。	③該当なし。	
④総人件費改革についての取組の状況(併せて、給与水準又はラスパイレス指数が上昇している場合には、その理由)	④「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成22年度においては平成17年度の当該経費相当額を標準的な年間当たりに換算した額と比較して、目標の5%を上回る削減実績を達成(16.8%)することができた。 ラスパイレス指数がやや上昇しているのは、当機構は国及び高速道路会社からの出向者で構成される小規模な組織であり、ラスパイレス指数の算定対象である1年超在籍者の職階構成がその時々的人事異動で変動するためである。	④総人件費改革については、目標の5%を上回る削減実績を達成しており、機構の取組は適切であると認められる。また、ラスパイレス指数は平成21年度と比較すると上昇しているが、機構は国及び高速道路会社からの出向者で構成される小規模な組織であり、ラスパイレス指数の算定対象者の職階構成がその時々的人事異動で変動するという理由は妥当ではあると認められる。また、ラスパイレス指数の上昇の理由付けは妥当ではあるが、機構の給与水準は国家公務員を上回っているため、給与水準そのものについて、更なる改善を図る必要がある。
⑤「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容(i)法人の互助組織への支出の廃止、ii)食事補助の支出の廃止、iii)国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止)が守られているか。	⑤食事補助については、平成21年度に廃止済み。	⑤「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」を遵守しており、機構の取組は適切であると認められる。

	実 績	評 価
○契約 ①随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)の達成状況	①達成している。 随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)は19件を13件にすところであったが、平成22年度実績は12件であり、目標を達成している。	①目標を上回る実績であり、機構の取組は適切であると認められる。今後は、契約監視委員会による随意契約等の理由の適切性の確認を、より一層早期に行うように努力すべきと考える。
②随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がないか。	②該当の案件はない。	②該当がなく、取組は適切であると認められる。
③1者応札の割合(件数)が50%以上又は前年度より増加となっていないか。	③どちらも該当していない。 平成22年度契約実績における1者応札の割合(件数)は14%となっており、50%以上とはなっていない。 また、一者応札の件数についても、前年度32件に対して、平成22年度実績は10件となっており、前年度から増加はしていない。	③該当がなく、取組は適切であると認められる。今後は、応札した企業名を全て公開するなど、より詳細な情報提供を検討して頂きたい。
○内部統制 ①法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。	①役員会、内部統制委員会、幹部連絡会その他随時行われる各部門とのミーティングにおいて、組織にとって重要な情報等を適時的確に把握するとともに、(1)債務の確実な返済、(2)高速会社と連携した高速道路事業の円滑な実施、(3)業務運営の効率性と透明性の確保をはじめとした当機構のミッションを常日頃から役職員に周知徹底している。	①理事長は、役員会、内部統制委員会等において、組織にとって重要な情報等を適時的確に把握するとともに、機構のミッションを常日頃から役職員に周知徹底しており、取組は適切であると認められる。
②法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出しを行い、組織全体として取組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。	②当機構の重要な要因(リスク)としては、例えば、債務の確実な返済に影響を与える金利、交通量等の変動があるが、役員会、内部統制委員会等を活用し、様々なリスクの洗い出しを行うとともに、債務返済の計画と実績の対比、要因分析、対応の検討等を行うことにより、重要なリスクの把握・対応を行っている。また、他の様々なリスクについても、同様に、役員会、内部統制委員会等を活用し、当該リスクの把握・対応等を行っている。	②役員会、内部統制委員会等において、様々なリスクの洗い出しを行うとともに、債務返済の計画と実績の対比、要因分析、対応の検討等を行うことにより、重要なリスクをはじめ、様々なリスクの洗い出しなど、その把握・対応を行っており、取組は適切であると認められる。

	実 績	評 価
<p>○内部統制 ③ミッションの周知・徹底、リスクの把握・対応及び内部統制の現状把握に関する取組、評価</p>	<p>③(ミッションの周知・徹底) 役員会、理事長を委員長とする内部統制委員会等各種委員会のほか、幹部連絡会その他随時行われる各部門とのミーティングを通じて、業務に重要な情報を適時的確に把握するとともに、(1)債務の確実な返済、(2)高速会社と連携した高速道路事業の円滑な実施、(3)業務運営の効率性と透明性の確保をはじめとする法人のミッションを常日頃から周知徹底している。</p> <p>(リスクの把握・対応) 当機構の重要な要因(リスク)としては、債務の確実な返済に影響を与える金利、交通量等の変動があるが、幹部連絡会等も活用し、これらに関する情報について常時把握するとともに、役員会・内部統制委員会等において、債務返済の計画と実績の対比、要因分析等を行うことにより、当該リスクへの適切な対応を行っている。他の様々なリスクについても、同様に、幹部連絡会等も活用した情報の把握、役員会・内部統制委員会等における対応策の検討をはじめ、リスクの把握・分析・対応等を行っている。</p> <p>(内部統制の現状把握) 当機構のミッションに即して役職員に課題・職務等が適切に与えられているか、リスクの評価・分析、業務の執行状況の把握が行われているか、必要な規程、マニュアル等が整備されているかなど、常日頃から内部統制の現状把握を行うとともに、内部統制委員会を定期的に開催し、全体状況を統括的に把握している。</p>	<p>③(ミッションの周知・徹底) 役員会や内部統制委員会等を通じて、(1)債務の確実な返済、(2)高速会社と連携した高速道路事業の円滑な実施、(3)業務運営の効率性と透明性の確保をはじめとする法人のミッションを常日頃から周知徹底しており、機構の取組は適切であると認められる。</p> <p>(リスクの把握・対応) 機構の重要なリスクである金利、交通量等の変動や他の様々なリスクについて、幹部連絡会議等を活用し、情報の把握を行うとともに、役員会・内部統制委員会等において、債務返済の計画と実績の対比、要因分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を行っており、機構の取組は適切であると認められる。</p> <p>(内部統制の現状把握) 機構のミッションに即して役職員に課題・職務等が適切に与えられているかどうか、リスクの評価・分析、業務の執行状況の把握が行われているかなど、常日頃から内部統制の現状把握を行うとともに、内部統制委員会を定期的に開催し、全体状況を統括的に把握しており、機構の取組は適切であると認められる。</p>
<p>④内部統制の充実・強化に向けた法人における積極的な取組(あれば記載)</p>	<p>④ 災害時の業務継続計画、新型インフルエンザ対策行動計画など、各種規程・マニュアル類について、より適切に業務を行えるよう整備・改善したほか、外部講師による講演会(「内部統制の基本的な考え方とその実践について」)を全役職員対象に開催し、民間も含めた内部統制の実態把握と取組に向けた意識啓発を行うなど積極的に取り組んだ。</p>	<p>④各種規程やマニュアルを改善することにより、より適切に業務を行えるよう取り組んでいる。そのほか、外部講師による講演会を行うなど、内部統制の実態把握をするとともに、意識啓発を行うなど内部統制の充実・強化に向けて積極的に取り組んでおり、機構の取組は適切であると認められる。</p>
<p>○関連法人 ①委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等</p>	<p>①該当なし</p>	<p>① —</p>
<p>②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上での出資を継続する必要性</p>	<p>②該当なし</p>	<p>② —</p>

	実 績	評 価
<p>○業務改善のための役職員のイニシアティブ等 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブ(あれば記載)</p>	<p>特殊車両の通行許可・協議の運用ルールの見直しによる申請者の利便向上、高速道路の交通動向に関する調査・検討による交通需要の検証精度の向上、旅費支給に代わるICカード使用範囲拡大等による事務効率化など、役職員の発意により、組織を通じて、常に業務改善に取り組んでいる。</p>	<p>役職員の発意により、特殊車両の通行許可・協議の運用ルールの見直しによる申請者の利便向上、旅費支給に変わるICカード使用範囲拡大等による事務効率化を図るなど組織を通じた業務改善が常に行われており、機構の取組は適切であると認められる。</p>
<p>○個別法人 ①政独委からの平成21年度業務実績評価における指摘事項において個別意見があった事項(6法人7事項)への対応状況(当該法人のみ)</p> <p>【参考】 高速道路においては、以下に事項について指摘あり</p> <p>・道路業務収入について、「平成20年度決算検査報告」(平成21年11月11日会計検査院から内閣宛送付)において、「高架下の占用許可物件等に係る占用料の徴収に当たり、占用料を徴収していなかったり、占用料の算定を誤ったりしていたため、徴収額が不足している」との指摘を受けているが、評価結果をみると、道路業務収入において、占用料の徴収が適切に行われているかという観点に立った評価が行われていない。</p> <p>このことを踏まえ、今後の評価に当たっては、高架下の占用許可物件に係る占用料の算定や徴収の審査の適切性について評価を行うべきである。</p>	<p>①(占用料の算定及び徴収に係る審査の適切性) 各高速道路会社の管理担当課長会議等を開催し、占用許可申請書のチェックポイント等の周知を図り、審査の一層の適正化を改めて要請するなど、連携体制の強化を図った。</p> <p>また、占用許可の更新時において、占用料を減免している全ての物件に関して、当初許可時の減免理由の資料及び現状においても減免すべき理由が存するか否かを各高速道路会社で改めて確認のうえ、その根拠を明確にして申請することを徹底させ、機構でこれらを厳格に確認することにより、適正に手続きを行った。</p>	<p>①各高速道路会社に対して、占用許可申請書のチェックポイント等の周知を図ることにより、審査の一層の適正化を改めて要請するなど、連携体制の強化を図っており、適切な取組がなされていると認められる。</p> <p>また、占用許可の更新時において、更新時点においても減免すべき理由及び根拠を厳格に確認しており、機構の取組は適切であると認められる。今後とも引き続き、適切な占用許可を行うとともに、厳格な占用料の算定等を行うべきである。</p>